

社会福祉法人清智会役員等報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人清智会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の役員等には、報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等及び評議員選任・解任委員が理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人の業務を行う場合は、別表に定める費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合及び当法人又は関連法人等から給与等の報酬を得ている役員等及び評議員選任・解任委員には支給しない。

2 交通費の実費が別表に定める額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支給することができる。

3 理事長が、当法人の業務運営上必要と認め、役員等以外の者を会議等に出席を求めた場合は、別表に定める費用を弁償することができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人清智会の役員等に係る費用弁償規程（平成18年4月15日施行）は、この規程の施行をもって廃止する。

別表

適用区分	費用区分	費用弁償金額	
第3条第1 項適用	交通費	1回につき	3,000円
	日当	1回につき	2,000円
第3条第3 項適用	交通費	1回につき	2,000円
	日当	1回につき	1,000円